

令和 6 年度生駒市インクルーシブアートワークショップ運営業務委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、生駒市（以下「発注者」という。）が委託事業者（以下「受注者」という。）に委託して実施する令和 6 年度生駒市インクルーシブアートワークショップ運営業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

2. 業務の目的

生駒市ではあらゆる市民がウェルビーイングに生きるために、主体的に学び、交流する場や機会づくりを進めている。その一環として、障がいのあるなし、年齢、性別などに関わらず誰でも参加できるアートワークショップを開催する。本業務は、障がいの有無等に関わらず、だれもが学ぶことができる機会づくりとともに、それぞれが違いを認め合い、多様な価値観が尊重される市民意識の醸成を目的として行うものである。

3. 業務期間

契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

4. 業務内容

① 次の業務の企画・実施

(ア) 「ちがいを楽しむワークショップ(仮称)」の開催

- 開催日時：10 月下旬頃の土、日、祝日の 3 時間程度
- 開催場所：生駒市内の本業務を実施する際に適切な場所（受注者が提案し、発注者と受注者の協議の上決定する）
- 募集人数：30 名程度
- ・ 個性を生かしてアート作品をつくるアーティストから学ぶことで、自分の視点と他者の視点を知り、人が多様であることを楽しむための機会にすること
- ・ 障がいのあるアーティストを講師とすること
- ・ ワorkshopでは、参加者それぞれが 1 つ以上のアート作品を制作すること
- ・ 制作したアート作品は①(ウ)で展示すること

(イ) 「ちがいを生かすワークショップ(仮称)」の開催

- 開催日時：11 月上旬頃土、日、祝日の 3 時間程度
- 開催場所：生駒市内の本業務を実施する際に適切な場所（受注者が提案し、発注者と受注者の協議の上決定する）
- 募集人数：30 名程度
- ・ 参加者それぞれの個性を生かしてアート作品の制作に取り組むことで、多様な価値観があることが制作をする上で強みとなることを参加者が実感できる機会にすること
- ・ ①(ウ)のモニュメントとなるアート作品を参加者全員が共同で制作すること
- ・ アート作品の制作実績のあるアーティストまたはワークショップデザイナーを講師とすること
- ・ 制作したアート作品は①(ウ)で展示すること

(ウ) 「ちがいを超える展覧会(仮称)」の開催

- 展示期間：11 月下旬頃 1 週間程度
- 展示場所：生駒駅周辺の施設等

- ・ ①(ア)及び(イ)で制作した作品を生駒駅前周辺の会場に展示すること。なお、展示場所については受注者が選定を行い提案し、発注者と受注者の協議の上決定すること
 - ・ ①(ア)及び(イ)の参加者だけではなく、その他の市民にとっても日常の中でインクルーシブアートに触れる機会にすること
 - ・ 展覧会に精通している者が展示に係る企画やディレクションを行うこと
 - ・ 展示期間の前後1日を搬入搬出日とすること
 - ・ 展示に必要な設備・備品等を受注者が用意すること
 - ・ 作者と作品名がわかるように展示すること
 - ・ 企画趣旨がわかるようサイン看板及び解説パネル等を制作すること
 - ・ 会場設営や撤去には①(ア)及び(イ)の参加者に協力を呼び掛け、できるだけ多くの参加者が参加する形で進めること
 - ・ 開催にあたっては、運営体制についての具体的な提案を行うこと。なお、展示物の保全のため、展示期間中はスタッフが定期的に展示場所を巡回すること
- (エ) ①(ア)～(ウ)の共通事項
- ・ 上記(ア)～(ウ)は構成案である。本業務の目的や事業の趣旨を踏まえ、よりよい企画案を提案すること。また、各イベント名は仮称である。事業の趣旨が伝わりとともに、親しみのもてるイベント名を提案すること
 - ・ 各イベントの開催日程は想定スケジュールである。受注者が適切と考えるスケジュール案を提案すること
 - ・ ①(ア)及び(イ)のワークショップの材料費は委託費に含むものとする。なお、使用する物品等で発注者が所有するもの(はさみ20丁、色ペン10色2セット・12色3セット、木工用ボンド50g15本、スティックのり10g10本)は無償で貸与できる
 - ・ ①(ア)及び(イ)で制作したアート作品については、①(ウ)の開催まで受注者が保管場所を確保した上で保管すること。なお、①(ウ)の開催後については、発注者の指定する保管場所まで作品を搬出すること
 - ・ ①(ウ)の期間中に①(ア)及び(イ)で制作したアート作品の破損・紛失等を補償する保険に加入すること。また、①(ウ)の期間までの①(ア)及び(イ)で制作したアート作品の保管については受注者がその責任を負うものとする
 - ・ 本事業におけるワークショップの開催場所およびアート作品の展示場所については、本市の生涯学習施設や市役所以外の施設で利用料金等の費用が発生する場合は受注者が負担すること
 - ・ 障がいのあるなしや年齢、性別などに関わらず、だれもが負担なく参加できるように配慮すること
 - ・ 実施にあたっては、十分な感染症対策を講じ、状況に応じた柔軟な対応を行うこと

② 広報の実施

(ア) 本事業の開催告知ポスターの作成

- ・ ポスターの掲載内容及びデザインは事前に発注者と十分協議の上決定すること
- ・ また、Webサイト等への掲載のために、発注者の指定する方法によりポスターのデータを提出すること。
- 仕様：A3判、片面カラー、マットコート 90kg
- 部数：600枚

- 納期：9月13日(金)
 - 納入先：生駒市教育委員会事務局生涯学習課
- (イ) ①(ア)及び(イ)の参加者募集用WEBページの作成
- ・ 掲載内容及びデザインは事前に発注者と十分協議の上決定すること
 - ・ WEBページは発注者が保有する「生駒市学びのポータルサイト (<https://ischoolikoma.com/>)」の中に構築すること。構築に必要な情報は発注者が提供するものとする
 - ・ PC、スマートフォン、タブレット等、複数の異なるデバイス及び画面サイズにおいても見やすい、レスポンシブウェブデザインを採用すること
 - ・ 参加者の申込フォームは発注者が作成し、受注者にURLを提供する。申込フォームへのリンクを設定すること
- 成果品：システム一式(使用した素材を含む)
 - 納期：8月下旬
 - 納入先：生駒市教育委員会事務局生涯学習課
- (ウ) ①(ウ)の告知用WEBページの作成
- ・ 掲載内容及びデザインは事前に発注者と十分協議の上決定すること
 - ・ WEBページは市が保有する「生駒市学びのポータルサイト (<https://ischoolikoma.com/>)」の中に構築すること。構築に必要な情報は市が提供するものとする
 - ・ PC、スマートフォン、タブレット等、複数の異なるデバイス及び画面サイズにおいても見やすい、レスポンシブウェブデザインを採用すること
- 成果品：システム一式(使用した素材を含む)
 - 納期：10月下旬
 - 納入先：生駒市教育委員会事務局生涯学習課
- ③ 写真等による記録
- 業務実施状況を記録するため、写真等の撮影を行うこと。撮影した写真等データ形式は①(ア)～(ウ)の各回終了後1週間以内に提出すること。なお、提出された写真等については、生駒市の広報媒体等に掲載する場合があるため、写真記録にあたっては、事前に被写体の承諾を得ておくこと。
- 成果品：記録写真等データ一式
 - 納期：①(ア)～(ウ)の各回終了後1週間以内
 - 納入先：生駒市教育委員会事務局生涯学習課
- ④ 障がいのある人への配慮
- 障がいのある人への配慮として、原則、次の事項を実施すること。また、その他必要と考えられる取組があれば、付加して実施すること。
- ・ 広報物等へのUni-Voiceコードの配置、UDフォント・ユニバーサルカラーの使用を行うこと
 - ・ 必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者を配置すること
 - ・ 障がいのある人でも負担なく参加できるように、サポートスタッフを配置すること
 - ・ 必要に応じて発注者に助言を行うこと
- ⑤ 業務実施報告書の作成

業務内容及びイベントの結果等について、数値や写真等を使い分かりやすくまとめ、発注者に提出すること。

- 成果品：業務実施報告書データ
- 納期：令和 7 年 2 月 28 日(金)
- 納入先：生駒市教育委員会事務局生涯学習課

⑥ その他

- ・ 業務の企画・実施にあたっては、発注者及び関係者等との連絡・調整・手続き等を十分に行うこと
- ・ その他本業務にあたり、必要な事項を実施すること

5. 業務の進捗管理

- (1) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること
- (2) 受注者は、初回の発注者との打合せの際に全体スケジュールを記載した計画書を提出すること
- (3) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて発注者と打合せを行うこと
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と受注者で協議すること

6. 著作権の帰属

- (1) 発注者は、本業務で制作された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組などのあらゆる媒体、手段・方法により、公表（公開、配布、放送等）することができるものとする。
- (2) 受注者は成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (3) 受注者は発注者の事前同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。